

(準用)

**第二十条** 第一条から第五条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定（第一条第一項第二号及び第二条第一項各号列記以外の部分を除く）中「指定登録機関」とあるのは、「指定試験機関」と「登録事務」とあるのは、「試験事務」と、第一条第一項中「第九条の二第一項」とあるのは、「第十五条の三第一項」と、同項第二号中「歯科技工士の登録の実施及びこれに関する事務（以下「登録事務」という。）」とあるのは、「試験事務」と、同条第二項第八号中「法第九条の二第四項第四号イ及びロ」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の二第四項第四号イ及びロ」と、第一条第一項各号列記以外の部分中「法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」とあるのは、「指定試験機関」と、「登録事務」とあるのは、「試験事務」と、第三条第一項中「法第九条の三第一項」とあるのは、「法第十五条の三第一項」と同項第一号中「役員」とあるのは、「役員（試験委員を含む。次項において同じ。）」と、同条第二項第二号中「法第九条の二第四項第四号イ及びロ」と、「登録事務」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の二第四項第四号イ及びロ」と、第四条第一項中「法第九条の四第一項前段」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の四第一項前段」とあるのは、「法第十五条の四第一項後段」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の四第一項後段」とあるのは、「法第十五条の五第一項前段」と、同条第二項中「法第九条の五第一項後段」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の五第一項後段」と、「法第十五条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項又は第二項」と、「無効としたときは」とあるのは、「無効とし、又は期間を定めて試験を受けることができないものとしたときは」と、第十三条中「法第九条の十二」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の十二」と、「法第十五条の十二」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の十二」と、「法第十五条の十三」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の十三」と、「法第十五条の十六第二項」とあるのは、「法第十五条の七において準用する法第九条の十六第二項」と、同条第二号中「書類並びに名簿」とあるのは、「書類」と読み替えるものとする。

別表第十一号中「同令第百三十条」を「及び同令第百三十条」に改め、「及び同令第百三十九条第一項の育児・介護雇用安定等助成金の支給の申請」を削り、同表第十二号中「第十四条の五第一項」を「第十四条の四第一項」に、同表第十五号中「第四十一条第三項」を「第四十二条第三項」に、同表第二十号中「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に、同表第二十四号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○**厚生労働省令第五十四号**  
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
平成二十七年三月二十七日

附則第四条の表の別表第二第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修の項中「第一号、第二号及び第四号」を「各号」に、「行為」を「行為のうち、別表第二第一号の実地研修を修了したもの」に改める。

別表第一第一号を次のように改める。

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管力ニユーレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上

## 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○**厚生労働省令第一号**  
国土交通省

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条及び第七条第一項第五号の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
国土交通大臣 太田 昭宏

あつては、第十七条の三に規定する事務を含む。」を削り、同条に次の各号を加える。  
一 社会保険労務士 法第二条第一項各号に掲げる事務並びに法第二条の二第一項に規定する出頭及び陳述に関する事務

二 社会保険労務士法人 法第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる事務、法第二十五条の九第一項各号に掲げる業務に関する事務並びに法第二十五条の九の二の規定により委託される事務

別表第一第一号の事業等を定める省令（平成八年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。